

仕様書

1 件名 令和8年度 玄海町 番号制度対応支援等業務

2 目的

平成27年（2015年）に運用が開始されたマイナンバー制度は、導入後も対象事務の拡大や、マイナンバーカードの普及と利活用拡大が進められている。

また、改正個人情報保護法の令和5年4月の施行に伴い、個人情報全般についても特定個人情報と同様の取扱いが求められ、個人情報保護委員会により特定個人情報と同様の報告・検査の対応が実施されることとなるため、特定個人情報の安全管理措置と個人情報の保護措置について、合わせて説明会の実施等の対応を行うことが効果的となる。このため、従来から毎年度実施している情報連携データの見直し対応や、特定個人情報の安全管理措置対応、その取扱いに関する特定個人情報保護評価（PIA）の見直し対応、総務課主管の個人情報保護に関する庁内運用支援、研修・教育及び個人情報保護委員会対応等への支援について本業務により実施することとする。

3 契約期間

契約締結の日から令和9年3月26日

4 受託者 要件

受注者はプライバシーマーク（一般財団法人日本情報経済社会推進協会：JIPDEC 認定）、またはISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）/ISO27001 認証を取得している法人であることとする。

過去5年間以内に、自治体の実施する特定個人情報保護評価（PIA）の実施・見直し支援の契約を締結し、履行した実績があること。また、特定個人情報保護評価（PIA）の対象には、全項目評価を含むこと。

5 業務内容

実施する業務の内容は以下のとおりとする。

なお、下記業務には月1回程度の打合せを含むものとする。なお、国から示される

条件に合わせて、協議により内容を変更できるものとする。

(1) 特定個人情報保護に関する支援

①特定個人情報保護に関する説明会の実施

特定個人情報保護についての説明会を実施すること。その内容に、マイナンバー制度の概要及び令和8年6月のデータ標準レイアウト改版の概要を含めること。

- ・ 説明会実施回数：2回（対面）※同日もしくは連日開催とする。
- ・ 説明資料：1部（電子）

②特定個人情報保護評価（PIA）に関する支援

特定個人情報保護評価（PIA）の概要、令和8年度の見直しの内容について説明資料を作成し、対象事務の担当者へ説明すること。

担当者が見直した後の評価書を確認し、修正事項があれば提示すること。

- ・ 説明会実施回数：2回（対面）※同日もしくは連日開催とする。
- ・ 説明資料：1部（電子）
- ・ 特定個人情報保護評価（PIA）の確認結果：1部（電子）

③自己点検に関する支援

令和7年度に実施した特定個人情報の取扱いに係る自己点検表の見直しを行うこと。見直しにあたっては、個人情報保護委員会への報告の項目を加味した内容とすること。

自己点検表の記載要領について、特定個人情報及び個人情報を取り扱う担当者へ説明を行うこと。

各業務の自己点検の結果について確認し、指摘事項をまとめること。

- ・ 説明会実施回数：1回（オンライン）
- ・ 個人情報の取扱いに係る自己点検表：1部（電子）
- ・ 自己点検表記載要領：1部（電子）
- ・ 自己点検表の結果まとめ：1部（電子）

④内部監査に関する支援

特定個人情報に関する内部監査について同席し、報告書を作成すること。

- ・ 同席回数：1回（対面、又はオンライン）
- ・ 特定個人情報に関する内部監査報告書：1部

⑤委託先への特定個人情報取り扱いに係る実地調査支援

玄海町が業務を委託している業者への実地調査に関して、調査項目案の検討・提示・作成を行い、実地調査について同席し、改善案を含む報告書作成を行い、特定個人情報取り扱いに係る実地調査支援を行うこと。

- ・ 同席回数：1回（対面、又はオンライン）
- ・ 調査項目案：1部（電子）
- ・ 改善案を含む報告書：1部（電子）

(2) 個人情報保護に関する支援

①研修の実施支援

「玄海町 保有個人情報等の取扱いに関する管理基準」に基づいた具体的な個人情報及び特定個人情報の取扱いについて、説明資料を作成すること。

- ・ 研修資料：1部（電子）
- ・ 研修用読み原稿：1部（電子）
- ・ 研修用動画：1部（電子）（約30分程度）

②自己点検に関する支援

令和7年度に作成した「個人情報に関する自己点検表案」と、「玄海町 保有個人情報等の取扱いに関する管理基準」及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」をもとに、自己点検表を作成すること

- ・ 自己点検表案：1部（電子）

(3) マイナンバー制度・個人情報保護・自治体DXに関する情報提供及び全体進捗管理

①情報提供

マイナンバー制度・個人情報保護・自治体DXについて、先行自治体における取組状況等の玄海町における検討・対応に有効な先進事例・情報等を提供すること。

② 進捗管理

マイナンバー制度・個人情報保護・自治体 DX 対応において当年度に実施すべき作業の洗い出しと進捗管理及び、進捗状況まとめ資料の作成。

- ・ 実施計画書及び工程表：1部（電子）
- ・ 進捗状況報告資料：都度1部（電子）
- ・ 前回の議事録：都度1部（電子）
- ・ Web 定例会議の日程調整及びWeb 会議招待メールの送付

6 主要業務スケジュール

下記スケジュールは、当町の業務都合や社会情勢等により都度変化することがある。

月次対応：

- ・ 個人情報保護の自己点検に関するスケジュール管理
- ・ 番号制度・個人情報保護・自治体 DX(先行自治体における取組状況等)に関する情報提供

- ・ 全体進捗管理

04月：

- ・ プロジェクト管理実施計画書・工程表作成
- ・ キックオフ MTG
- ・ 個人情報保護の自己点検に関する進め方の検討
- ・ 特定個人情報保護の説明会内容の検討

05月：

- ・ 特定個人情報保護の説明会資料案の作成・提示
- ・ 特定個人情報保護の説明会資料案の修正・提出
- ・ 特定個人情報保護評価（PIA）に関する説明会資料準備

06月上旬：

- ・ 特定個人情報保護の説明会の実施
- ・ 特定個人情報保護評価（PIA）に関する説明会の実施
- ・ 特定個人情報保護評価（PIA）見直し後の評価書のチェック

07月：

- ・個人情報保護に関する研修会内容の検討
- ・個人情報の取扱いに係る自己点検票の作成

08月：

- ・個人情報保護に関する研修会資料案の作成・提示

09月：

- ・個人情報保護に関する研修会資料案の確認・修正・動画作成
- ・特定個人情報の取扱いに係る自己点検表の見直し
- ・特定個人情報の取扱いに係る自己点検表の作成

10月：

- ・個人情報保護に関する研修会の実施
- ・特定個人情報の取扱いに係る自己点検の説明会資料、記載要領作成（見直し）

11月：

- ・特定個人情報の取扱いに係る自己点検の説明会

12月：

- ・特定個人情報の取扱いに係る自己点検結果の確認

01月～03月：

- ・特定個人情報の内部監査
- ・特定個人情報の委託先実地調査

7 成果物

成果物は以下のとおりとする。

成果物	形態・数量
(1)業務報告書	電子 1部
(2)定例会議事録	電子 各1部
(3)実施計画書及び工程表	電子 1部
(4)特定個人情報保護に関する説明研修資料	電子 1部

成果物	形態・数量
(5)特定個人情報保護評価（PIA）に関する説明研修資料	電子 1 部
(6)特定個人情報の自己点検表	電子 1 部
(7)個人情報の自己点検表	電子 1 部
(8)特定個人情報の自己点検の確認結果・指摘事項	電子 1 部
(9)内部監査事項案	電子 1 部
(10)特定個人情報に関する内部監査報告書	電子 1 部
(11)委託先への特定個人情報取り扱いに係る調査項目案	電子 1 部
(12)委託先への特定個人情報取り扱いに係る改善案を含む報告書	電子 1 部
(13)個人情報保護に関する研修資料	電子 1 部
(14)個人情報保護に関する研修用読み原稿	電子 1 部
(15)個人情報保護に関する研修用動画	電子 1 部

(注意事項)

- ・電子データについては、最新のウイルス定義ファイルを適用したウイルス対策ソフトによるチェックを行うこと。
- ・成果品のドキュメントの所有権は、玄海町に帰属するものこと。
- ・受託者は、成果品のドキュメントが著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物(以下、「著作物」という。)に該当する場合は、当該著作物に係る受託者の著作権(著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。)を当該著作物の引渡時に玄海町へ無償で譲渡するものとする。

受託者は、成果品のドキュメントに不良箇所又は具合が発見された場合、受託者自らの責任において速やか修正し、これに要した経費を負担すること。

8 その他

- ① 受託者は、本仕様書及び法令を遵守し、玄海町との緊密な連携下に、本業務を履行すること。
- ② 本業務で知り得た機密事項等について、第三者に漏えいしないこと。契約終了後も同様とする。

- ③ 本仕様書に記載のない事項でも、常識的な事項又は本業務上必要と認められるものについては、受託者の負担とする。
- ④ 本業務を履行するため、個人情報取扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、その取扱いより個人の権利益を侵すことのないよう努めること。
- ⑤ 本業務の履行中に生じた事故並び発注者及び第三者に与えた損害対しては、玄海町の指示に従い、受託者の責任において処理すること。
- ⑥ 受託者は、本業務を遂行する上で必要な調達、作成等に係る全ての費用を負担すること。
- ⑦ 暴力団及び暴力などによる不当介入については、これを排除するものとする。これにより、受託者に損害が生じても、玄海町はその損害の賠償の責めを負わないものとする。
- ⑧ 本仕様書に定めのない事項については、玄海町と受託者で協議の上、決定するものとする。

以上